

湯川村建設工事等発注基準

I 総則

湯川村（以下「村」という。）の工事並びに工事に関する測量、設計及び調査（以下「工事等」という。）に係る発注は、この基準によるものとする。

II 発注方式

工事等の発注方式は、原則として次に掲げる区分によるものとする。ただし、技術的に難易度の高い工事等、競争性の乏しい工事等、多様な入札方式を考慮しなければならない工事等又は特殊な工事等、その性質により次に掲げる区分による発注が困難な場合は、村指名選考委員会において当該工事等にかかる発注方式を検討する。

発注方式	対象工事等	
制限付一般競争入札	工事	予定価格が1000万円を超えるもの
制限付一般競争入札 (総合評価方式(特別簡易型))	工事	予定価格が3000万円を超えるもので、湯川村総合評価方式入札委員会において認めたもの
指名競争入札又は随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合は随意契約可)	上記以外の工事及び測量及び設計業務等	

III 制限付一般競争入札

制限付一般競争入札とは、当該入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者に必要な資格を定め、当該資格を有する者により入札を行わせるものである。

1 入札参加資格

入札に参加できるのは、入札時において次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

- (1) 村の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 入札参加の対象は、特別な場合を除き、村内業者、管内業者、県内業者及び準県内業者(注1)とする。

なお、準県内業者については、当該入札に係る工種において、過去に会津地方の市町村が発注した工事を元請として受注した実績を有する者に限る。

- (3) 対象となる工種ごとに建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (4) 村が発注する工事等の指名競争入札の参加を停止された場合において、その停止の期間を経過していること。
- (5) 村が発注する工事等の契約締結日に市町村税の未納が確認された者については、当該契

約締結日の翌日から起算して1か月以上経過していること。

- (6) 村の発注工事等における手持ち工事等の件数（注2）が、当該入札の対象となる工種又は委託業務において3件以内、かつ、総手持ち工事等の件数が5件以内であること。
- (7) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事については、別紙入札参加資格要件一覧に掲げる要件を満たしていること。
なお、入札参加資格要件一覧に掲載のない工種の工事及び委託業務については、発注の都度、要件を定める。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、工事等の発注ごとに定める要件を満たしていること。

2 資格総合点数

入札参加資格者には、経営事項審査の総合評点により入札参加対象者を設定する。

3 手持ち工事等の件数

村の発注工事等における手持ち工事等の件数は、各工種及び各種委託業務において、それぞれ3件以内とする。ただし、総手持ち工事等の件数は、5件以内とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事については、各構成員すべてに対して、当該工事を手持ち工事件数として加えるものとする。
- (2) 当該年度以前の繰越工事についても、手持ち工事等の件数に加えるものとする。
- (3) 請負者の責めによる事由以外（発注者・地元関係者・第三者等）での工事等一時中止期間が1ヶ月を超えた時点から、当該工事等を手持ち工事等の件数から除くものとし、工事等が再開された時点から当該件数に加えるものとする。これにより、手持ち工事等の件数が入札参加資格条件を超える場合が生じても差し支えないものとする。
- (4) 予定価格130万円以下の発注工事等は、手持ち工事等の件数から除くものとする。
- (5) 指名競争入札及び随意契約による発注工事等は、手持ち工事等の件数から除くものとする。

4 入札の参加申込み

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を村に提出し、当該入札に参加する資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書（第1号様式）
- (2) 市町村税の納税証明書

市町村税納入者とは、当該公告の前日時点で、すでに納期が到来している法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税並びに特別徴収義務者にあつては、その徴収した市町村民税を完納している者をいう。

- (3) その他村長の指定する書類

5 入札保証金

制限付一般競争入札に参加する者の入札保証金については、湯川村財務規則（昭和58年湯川村規則第1号）の規定により免除する。

6 参加資格の喪失

制限付一般競争入札に参加しようとする者で当該制限付一般競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者を制限付一般競争入札に参加させてはならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当するに至ったとき。
- (2) 制限付一般競争入札参加申込書等の書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

7 設計図書等の閲覧

- (1) 対象工事等の設計図書等は、財務規則第112条の規定による公告の日から入札参加申込締切日時まで閲覧することができる。
- (2) 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、前号の閲覧期間中に、設計図書等の複写をすることができる。
- (3) 設計図書等について質問がある場合は、発注工事等ごとに公告で定める質問期限までに、質問書（第2号様式）により村長に質問をすることができる。
- (4) 村長は、前号の質問に対し、質疑応答書（第3号様式）により回答するものとする。

IV 制限付一般競争入札（総合評価方式（特別簡易型））

制限付一般競争入札（総合評価方式（特別簡易型））とは、価格と品質を総合的に評価して落札者を決定する入札の方式である。

入札参加資格、資格総合点数、手持ちの工事等の件数、入札の参加申込、入札保証金、参加資格の喪失及び設計図書等の閲覧については、Ⅲ 制限付一般競争入札に同じとする。

その他総合評価方式の具体的な実施方法については、別途要領等により定めるものとする。

V 指名競争入札

指名競争入札とは、優秀にして確実なる者に工事等を請け負わせるため、厳正かつ公平に入札者を選定し、入札を行わせるものである。

1 業者の選定要件

指名競争入札に参加するものを選考し、又は決定する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 村の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 対象となる工種ごとに建設業法（昭和24年法律100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (3) 村が発注する工事等の指名競争入札の参加を停止された場合において、その停止の期間を経過していること。
- (4) 村が発注する工事等の契約締結日に市町村税の未納が確認された者については、当該契約締結日の翌日から起算して1か月以上経過していること。
- (5) 業者を選定する場合、次の事項を考慮することとする。
 - ・ 入札参加資格者名簿登録後における不誠実行為の有無
 - ・ 入札参加資格者名簿登録後における経営状況
 - ・ 入札参加資格者名簿登録後における工事成績

- ・当該工事等における地域的条件
- ・手持ち工事等の状況
- ・当該工事等施工についての技術的適性
- ・入札参加資格者名簿登録後における安全管理の状況
- ・入札参加資格者名簿登録後における労働福祉の状況

(6) 選定する指名業者は、別紙入札参加資格要件一覧に掲げる要件を満たしていること。

なお、入札参加資格要件一覧に掲載のない工種については、発注の都度、要件を定める。

2 業者の選定数

業者の選定数は、次に掲げる表によるものとする。ただし、特別の理由がある場合は、選定業者数を増減することができる。

区分	工事等の予定価格	業者選定数
1	500万円未満	5
2	500万円以上 1,000万円未満	7
3	1,000万円以上 5,000万円未満	8
4	5,000万円以上	10

VI その他

この基準の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

※ 用語の定義

(注1)

村内業者：湯川村内に本社若しくは本店又は支社若しくは支店を有する業者

管内業者：会津若松市、喜多方市、河沼郡、大沼郡、耶麻郡に本社若しくは本店を有する業者

県内業者：福島県内に本社若しくは本店を有する者

準県内業者：福島県内に支店若しくは営業所を有する者で、当該支店若しくは営業所の代表者の見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者。

(注2)

手持ち工事等の件数：村が発注する工事及び委託契約の一業者の同時期（工期又は委託業務期間の重複）における請負件数。なお、請負工事等の完成の確認は、完成届の受理によるものとする。

附 則

1 この基準は、平成26年4月14日から適用する。

2 湯川村建設工事等発注基準（平成20年湯川村公告第24号）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。